

議会運営委員会次第

日 時 令和7年3月24日（月）

午前10時開議

場 所 第3・4委員会室

1 開会

2 議題

（1）令和7年第1回定例会の運営について

ア 議事日程について

イ 追加議案について

ウ 陳情の採決方法について

エ つくばエクスプレス沿線整備と新川耕地・周辺特別委員会の中間報告
について

オ 意見書の取り扱いについて

カ 本日の本会議開会前の日程について

（2）議会における軽装勤務について

（3）標準市議会傍聴規則の一部改正について

（4）その他

ア 令和7年第2回定例会の会期日程について

イ その他

3 閉会

令和7年流山市議会第1回定例会日程表（第6号）

令和7年3月24日
午後1時開議

- 第1 議案第3号 令和7年度流山市一般会計予算
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第2 議案第4号 令和6年度流山市一般会計補正予算（第9号）
議案第5号 流山市附属機関に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
議案第6号 行政手続における特定の個人を識別するための番号
の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例
の整理に関する条例の制定について
議案第7号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整理に関する条例の制定について
議案第8号 流山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例の制定について
議案第9号 流山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
議案第10号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
議案第11号 流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
議案第12号 特定事業契約の変更について（小山小学校校舎建設
等PFI事業）
議案第13号 令和7年度流山市介護保険特別会計予算
議案第14号 令和6年度流山市介護保険特別会計補正予算（第3
号）
議案第15号 流山市福社会館の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

- 議案第16号 流山市地域支え合い活動推進条例の一部を改正する
条例の制定について
- 議案第17号 流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を
定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 流山市おおたかの森児童センターの設置及び管理に
関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 流山市生涯学習センターの設置及び管理に関する条
例及び流山市コミュニティプラザの設置及び管理
に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第20号 流山市流山スポーツフィールド及び東部スポーツフ
ィールドの設置及び管理に関する条例の制定につ
いて
- 議案第21号 令和7年度流山市国民健康保険特別会計予算
- 議案第22号 令和6年度流山市国民健康保険特別会計補正予算
(第3号)
- 議案第23号 令和7年度流山市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第24号 令和6年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号)
- 議案第25号 流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制
定について
- 議案第26号 令和7年度流山市土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第27号 令和6年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予
算(第2号)
- 議案第28号 令和7年度流山市水道事業会計予算
- 議案第29号 令和7年度流山市下水道事業会計予算
- 議案第30号 令和6年度流山市下水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第31号 流山市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資
格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する
条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
の制定について

- 議案第32号 工事請負契約の変更について（流山市消防本部・中央消防署庁舎建設工事）
- 陳情第3号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める陳情書
- 陳情第4号 流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の改正に関する陳情書
- 陳情第5号 議会選出監査委員廃止についての陳情書
- 陳情第6号 「請願書・陳情書の手引き」の一部改正に関する陳情書
- 陳情第7号 流山市内の18歳までの医療費窓口負担撤廃を求める陳情書
- 陳情第8号 「流山市自治基本条例（第7条、第8条）」に基づき、流山市議会だよりをより市民の身近な存在とする為、一層の周知と、配付方法の拡充を求める陳情書（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第3 議案第33号 人権擁護委員の推薦について
議案第34号 人権擁護委員の推薦について
議案第35号 監査委員の選任について
（議案上程・提案理由説明・採決）
- 第4 つくばエクスプレス沿線整備と新川耕地・周辺特別委員会に関する事項について（中間報告）
- 第5 発議第1号 消防力の整備強化と防災対策の充実を求める意見書について
発議第2号 障害者福祉のさらなる増進を求める意見書について
発議第3号 児童相談所の体制強化等を求める意見書について
発議第4号 高額療養費制度の負担上限額引き上げの撤回を求める意見書について
発議第5号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書について
（議案上程・提案理由説明・質疑・討論・採決）
- 第6 所管事務の継続調査について

令和 7 年流山市議会第 1 回定例会

委員会審査報告書

令和7年3月14日

流山市議会議長 坂巻 儀一 様

予算審査特別委員長 中川 弘

予算審査特別委員会審査報告書

令和7年流山市議会第1回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

番 号	件 名	審査結果	備 考
議案第 3 号	令和7年度流山市一般会計予算	可 決	4 対 1

令和7年3月7日

流山市議会議長 坂巻 儀一 様

総務委員長 中川 弘

総務委員会審査報告書

令和7年流山市議会第1回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

番号	件名	審査結果	備考
議案第4号	令和6年度流山市一般会計補正予算（第9号）	可 決	5 対 1
議案第5号	流山市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	全会一致
議案第6号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	可 決	5 対 1
議案第7号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	可 決	5 対 1
議案第8号	流山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	可 決	全会一致
議案第9号	流山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	全会一致
議案第10号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	全会一致
議案第11号	流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	全会一致

番 号	件 名	審査結果	備 考
議案第12号	特定事業契約の変更について（小山小学校校舎建設等PFI事業）	可 決	5 対 1
議案第32号	工事請負契約の変更について（流山市消防本部・中央消防署庁舎建設工事）	可 決	全会一致
陳情第3号 第1項	政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める陳情書	採 択	4 対 2
陳情第3号 第2項	政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める陳情書	不採択	2 対 4
陳情第4号	流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の改正に関する陳情書	不採択	1 対 5

令和 7 年 3 月 4 日

流山市議会議長 坂巻 儀一 様

教育福祉委員長 海老原 功一

教育福祉委員会審査報告書

令和 7 年流山市議会第 1 回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

番 号	件 名	審査結果	備 考
議案第 13 号	令和 7 年度流山市介護保険特別会計予算	可 決	4 対 2
議案第 14 号	令和 6 年度流山市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	可 決	全会一致
議案第 15 号	流山市福社会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	全会一致
議案第 16 号	流山市地域支え合い活動推進条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	全会一致
議案第 17 号	流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	5 対 1
議案第 18 号	流山市おおたかの森児童センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	全会一致
議案第 19 号	流山市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例及び流山市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	5 対 1
議案第 20 号	流山市流山スポーツフィールド及び東部スポーツフィールドの設置及び管理に関する条例の制定について	可 決	5 対 1
陳情第 7 号	流山市内の 18 歳までの医療費窓口負担撤廃を求める陳情書	不採択	3 対 4

令和7年3月5日

流山市議会議長 坂巻 儀一 様

市民経済委員長 渡辺 仁二

市民経済委員会審査報告書

令和7年流山市議会第1回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

番 号	件 名	審査結果	備 考
議案第21号	令和7年度流山市国民健康保険特別会計予算	可 決	5 対 1
議案第22号	令和6年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	可 決	全会一致
議案第23号	令和7年度流山市後期高齢者医療特別会計予算	可 決	5 対 1
議案第24号	令和6年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	可 決	全会一致
議案第25号	流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	全会一致

令和7年3月6日

流山市議会議長 坂巻 儀一 様

都市建設委員長 笠原 久恵

都市建設委員会審査報告書

令和7年流山市議会第1回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

番 号	件 名	審査結果	備 考
議案第26号	令和7年度流山市土地区画整理事業特別会計予算	可 決	5 対 1
議案第27号	令和6年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	可 決	全会一致
議案第28号	令和7年度流山市水道事業会計予算	可 決	5 対 1
議案第29号	令和7年度流山市下水道事業会計予算	可 決	5 対 1
議案第30号	令和6年度流山市下水道事業会計補正予算（第2号）	可 決	全会一致
議案第31号	流山市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	全会一致

令和7年3月17日

流山市議会議長 坂巻 儀一 様

議会運営委員長 石原 修治

議会運営委員会審査報告書

令和7年流山市議会第1回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

番 号	件 名	審査結果	備 考
陳 情 第 5 号	議会選出監査委員廃止についての陳情書	不採択	1 対 4
陳 情 第 6 号	「請願書・陳情書手引き」の一部改正に関する陳情書	不採択	0 対 5

令和7年3月17日

流山市議会議長 坂巻 儀一 様

議会広報広聴特別委員長 森田 洋一

議会広報広聴特別委員会審査報告書

令和7年流山市議会第1回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

番 号	件 名	審査結果	備 考
陳 情 第 8 号	流山市自治基本条例（第7条、第8条）に基づき、流山市議会だよりをより市民の身近な存在とする為、一層の周知と、配付方法の拡充を求める陳情書	採 択	5 対 4

発議第 1 号

消防力の整備強化と防災対策の充実を求める意見書について
上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 7 年 3 月 24 日提出

提出者

流山市議会議員 乾 えり

賛成者

流山市議会議員 高橋 あきら

// 植田 和子

// おだぎり たかし

消防力の整備強化と防災対策の充実を求める意見書

能登半島地震から1年と数カ月が過ぎた。昨年夏の豪雨災害と複合的災害に見舞われた地域では、地元自治体だけでの復旧・復興はできず、国の継続的支援が必要不可欠である。また今後発生しかねない国内での新たな自然災害への備えとしても、能登半島地震への対応を大いに教訓化することが求められている。

しかしながら、千葉県消防施設整備計画実態調査（2022年度）では、充足率は、消防はしご車90.6%、化学消防車91.8%、救助工作車83.6%となっており、現有台数に対する消防職員も84.8%に留まっている。また防災対策では、県指定避難所数2,311箇所・想定収容人数125万4,461人（発災時）に対し、飲料水、食料、毛布の「備蓄ゼロ」の避難所は、600から700箇所もあり、備蓄量でいっても食料等一人一日2食分、毛布等で50%、飲料水は一人500ミリリットル2本分しかない。また県内指定避難所2,311箇所のうち、女性用下着を備蓄している避難所は7箇所、生理用品の備蓄避難所は871箇所、更衣室が確保されている避難所でも4割程度と大きな課題を残している。

そこで、以下の事を要望する。

記

- 1 国の整備指針を踏まえ、消防ポンプ車、はしご車等の整備や消防職員の増員について引き続き推進すること。
- 2 戸建住宅やマンションの耐震化に向けた施策をさらに推進すること。
- 3 県立高校における備蓄品の充足を図ること。また、医療機関、福祉施設、学校など教育施設には発電機や燃料、飲料水等を市町村任せにせず、速やかに配置できるよう連携を強化すること。
- 4 備蓄計画については1日3食を前提とし、離乳食・介護食など多様な食品を備蓄すること。また防災用トイレの備蓄目標を引き上げ、県としてトイレトレーラーを確保すること。
- 5 すべての避難所に男女別更衣室や授乳室を確保するとともに、生理用品や女性用下着の備蓄等、女性の視点からの防災対策の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2025年3月24日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県流山市議会

発議第 2 号

障害者福祉のさらなる増進を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年3月24日提出

提出者

流山市議会議員 高橋 あきら

賛成者

流山市議会議員 乾 えり

// 植田 和子

// おだぎり たかし

障害者福祉のさらなる増進を求める意見書

「第8次千葉県障害者計画」では、身体・知的・精神の障害者手帳保持者は、2017年度26万4,125人から2022年度28万9,912人へと増加した。なかでも精神障害者は約1.5倍、2万人を超えた。

千葉県は、重度心身障害者（児）医療費助成制度を創設し、2020年8月には精神障害者にも拡大してきた。しかし精神障害1級に限定され、全精神障害者の14%しか対象になっていない。

そこで以下の事を要望する。

記

- 1 医療費助成制度について、全ての障害者を対象とする制度創設を国に求めること。また、国の制度ができるまでの間、県として対象者の範囲を拡大すること。
- 2 障害者の在宅生活を支える各スタッフの充足を図り、県独自に処遇改善を図ること。
- 3 入所施設については夜間1人勤務の是正など県独自に体制を強化し、入所者・利用者の命と人権を守る研修を徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2025年3月24日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県流山市議会

発議第 3 号

児童相談所の体制強化等を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年3月24日提出

提出者

流山市議会議員 植田 和子

賛成者

流山市議会議員 乾 えり

// 高橋 あきら

// おだぎり たかし

児童相談所の体制強化等を求める意見書

いかなる事情があろうとも虐待は絶対に許されない。

しかし千葉県内では、児童虐待で児童相談所に寄せられた相談件数がこの10年間で、4千件台から9千件台へと2倍に増えている。2023年度の虐待における加害者は実母53%、実父39%であり、被害児童は3歳未満19%、3歳から就学前25%、小学生33%、中学生15%となった。

千葉県は、児童相談所の新設に加え、児童福祉司などの体制強化にあたってきた。また築50年以上が経過した児童自立支援施設・生実学校（千葉市中央区）も建て替え・長寿命化計画に着手している。

しかしながら、児童相談所職員の時間外労働は月45時間超で約400人、年間360時間超は約100人（2023年度）にもなっている。また2023年度、県児童相談所6カ所中5カ所で定員をオーバーしている。

そこで、以下の事を要望する。

記

- 1 千葉県立児童相談所のさらなる増設や計画的な老朽化対策を早期に行い、一時保護所や児童養護施設等の過密化解消を図ること。
 - 2 児童福祉司と児童心理司の更なる増員はもとより、専門職員が専門性を十分に発揮できるよう一般事務職員を確保すること。
 - 3 児童相談所間や自治体、関連機関との連携を強化し、要保護児童やその家庭への支援が途切れることのないようにすること。特に、自傷行為や不良行為等を繰り返し、家庭復帰が困難な中卒児童に対する受け入れ施設の早期設置と公的サポート体制のさらなる強化を図ること。
 - 4 里親支援や児童養護施設等への支援やフォロー体制を千葉県としてもさらに強化するとともに、国へ財政措置の強化を求めること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2025年3月24日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県流山市議会

発議第 4 号

高額療養費制度の負担上限額引き上げの撤回を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年3月24日提出

提出者

流山市議会議員 乾 えり

賛成者

流山市議会議員 高橋 あきら

// 植田 和子

// おだぎり たかし

高額療養費制度の負担上限額引き上げの撤回を求める意見書

現在、当事者の声を聴かないまま、高額療養費制度における負担上限額引き上げの検討が行われていることに、強く憂慮している。

仮に負担額を引き上げられれば、がんをはじめとする命に関わる疾患を患った患者とその家族にとっては、治療の中断もしくは断念も余儀なくされかねない。命に係る重大問題である。

よって高額療養費制度の負担上限額引き上げ案は撤回することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2025年3月24日

衆議院議長	額賀	福志郎	様
参議院議長	関口	昌一	様
内閣総理大臣	石破	茂	様
財務大臣	加藤	勝信	様
厚生労働大臣	福岡	資麿	様

千葉県流山市議会

発議第 5 号

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書
について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年3月24日提出

提出者

流山市議会議員 清水 大

賛成者

流山市議会議員 森田 洋一

// 楠山 栄子

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書

複数税率に対応した仕入税額控除の方式として令和5年10月から開始された適格請求書等保存方式（インボイス制度）において、消費税の課税事業者が制度開始以前のように仕入税額控除を受けるには、取引先から適格請求書（インボイス）等を発行してもらう必要があり、発行してもらえない場合は税負担増となる。そのため、年間売上額1,000万円以下の消費税免税事業者は、取引先からインボイスの発行を求められることとなるが、インボイスの発行のために課税事業者になると消費税の申告・納付が義務づけられるため、税と事務の負担を負うこととなる。また、インボイスを発行できない免税事業者は、取引事業者からの消費税相当の値下げ要求や取引排除を覚悟しなければいけない懸念が強く指摘されてきた。

施行から1年が経過したが、小規模事業者などからは、税負担増や減収による経営状況悪化や、インボイスに係る経理事務の負担を訴える声が噴出している。結果として、消費税納付のための借入れや廃業といった声も上がっており、インボイス制度が事業活動や国民生活へもたらす深刻な影響は決して看過できるものではない。令和5年9月には、当事者らの声として、フリーランスや小規模事業者などで構成する民間団体が中心となって集めたインボイス制度の反対署名約54万筆が当時の岸田文雄首相に手渡されている。

消費税免税事業者は、個人事業主やフリーランス、個人タクシー運転手、小規模農家など多岐に渡るが、これらの人々が廃業・引退すると、仕入れ元の課税事業者や消費者にも影響が及び、多くの国民の不利益につながる。インボイス導入後の小規模事業者等の苦境や昨今の経営を取り巻く環境、反対の訴えに鑑みれば、国の支援措置の拡充だけではもはや不十分であり、小規模事業者等の経営の持続化や経済の活性化の重要性を考えると、インボイス制度そのものを廃止することが最良の策であると言わざるを得ない。

よって、国におかれては、中小企業・小規模事業者の事業存続や日本経済振興、ひいては国民の生活を守るため、インボイス制度を廃止することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月24日

衆議院議長	額賀	福志郎	様
参議院議長	関口	昌一	様
内閣総理大臣	石破	茂	様
財務大臣	加藤	勝信	様
経済産業大臣	武藤	容治	様

千葉県流山市議会

つくばエクスプレス沿線整備と新川耕地・周辺特別委員会開催状況

(令和5年6月～令和7年3月)

令和5年

6月30日 委員会 正・副委員長互選

10月10日 委員会

- (1) 新川耕地における物流施設について
- (2) 土地区画整理事業の進捗について
 - ア 西平井・鱈ヶ崎地区、鱈ヶ崎・思井地区
 - イ 木地区
 - ウ 運動公園周辺地区
- (3) 流山市総合運動公園について
 - ア 再整備状況
 - イ 指定管理の業務範囲変更・飲食店等の設置
- (4) 新三郷流山橋現況視察について
- (5) 所管事務調査（行政視察）について
- (6) 具体的調査項目について
- (7) その他

11月10日 委員会現地視察

- (1) 新三郷流山橋現況視察

11月30日 委員会

- (1) 所管事務調査（行政視察）について
- (2) その他

令和6年

1月31日～2月1日 行政視察

- (1) 国営明石海峡公園 PPP 事業について
(国土交通省近畿地方整備局国営明石海峡公園事務所)
- (2) 鈴蘭台駅前区画整理事業について（兵庫県神戸市）

3月19日 委員会

- (1) 所管事務調査(行政視察)について
- (2) その他

6月21日 委員会

- (1) 土地区画整理事業の進捗について
 - ア 木地区
 - イ 運動公園周辺地区
- (2) 流山市総合運動公園の再整備状況について
- (3) 新川耕地における物流施設について
- (4) 具体的調査項目について
- (5) 所管事務調査(行政視察)について
- (6) その他

9月13日 委員会

- (1) 流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理事業第7回事業計画変更について
- (2) 令和7年度議会費予算要望について
- (3) 中間報告について
- (4) 所管事務調査(行政視察)について
- (5) その他

10月8日～9日 行政視察

- (1) 新幹線開通後の都市整備について(長崎県長崎市)
- (2) 諫早駅(iisa(イーサ))東地区再開発について(長崎県諫早市)

11月6日 行政視察

- (1) 土地区画整理事業及び新川耕地物流施設の現状と今後の計画について

12月16日 委員会

- (1) 中間報告について
- (2) その他

令和7年

1月24日 委員会

- (1) 中間報告について
- (2) その他

流人第 5 2 0 号
令和 7 年 3 月 1 1 日

流山市議会議長 坂巻 儀一 様

流山市長 井崎 義治



流山市職員の軽装勤務の本格実施について（報告）

本市執行部では、令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの期間に軽装勤務（本通知に定める基準によりビジネスカジュアルで勤務すること。以下同じ。）の試行的実施を行っているところです。

今般、軽装勤務の試行に関して職員及び市民等の反応を総合的に勘案した結果、下記のとおり軽装勤務を本格実施することとしましたので、報告します。

記

1 軽装勤務の趣旨について

これまで本市では、おもてなしハンドブックに準じた服装による勤務を通年実施する中で、5 月 1 日から 10 月 3 1 日までの期間においては、地球温暖化防止のため冷房の設定温度を抑えて節電しながら、そのような事務室で快適で効率的に執務できるよう公務員としての品位を保てる範囲内でノーネクタイ、ノー上着、ポロシャツ着用を可とするクールビズを実施してきたところです。

一方で、今般の社会情勢として、クールビズの趣旨に加え、環境等に即した適切な服装により勤務することで健康保持や業務能率の向上を図る気運が高まっています。

これらを踏まえ、環境等への配慮に限らず、本市の「働き方改革」の一環として、期間を限定せず、通年において軽装勤務を実施するものです。

2 対象者

すべての職員（定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び会計年度任用職員等を含む。）

3 開始時期



令和7年4月1日から

4 服装の基準

おもてなしハンドブックを参考とした基本となる服装を基準とし、クールビズ期間に引き続き、日々の気温や仕事環境等に応じた働きやすい服装での勤務を認めます。

【基準となる服装】

スーツ（上下）、襟付シャツ、ネクタイ、ビジネスシューズ

【軽装勤務の基準】

軽装勤務となる服装	軽装勤務に含まれない服装
ノーネクタイ、ノー上着、ポロシャツ、Tシャツ（県や市が関係するイベントPR活動等のために着用するものに限る。）、カーディガン、セーター、フリース、ベスト、タートルネック、チノパン、スニーカー（革靴を模しているものに限る。）など	タンクトップ、Tシャツ（柄物等）、トレーナー、パーカー、ジャージ、短パン・ハーフパンツ、ジーンズ、極端に丈の短いスカート、サンダル（スニーカーサンダルを含む。）など

【軽装勤務における留意点】

- ・本市職員として常に身だしなみを整え、清潔な衣服の着用を心掛けること。
- ・式典等では、スーツ（上着）やネクタイを着用し、TPO（時・場所・場合のこと。以下同じ。）をわきまえて服装を選択すること。また、過度な露出となる服装としないこと。
- ・すべての服装における色、柄等は本市職員という立場から、派手・華美なものは不可とする。
- ・作業服での通勤、庁舎内でのサンダル履き及び来客者等に不快感を与えかねないほど過度な服飾や染髪は引き続き禁止とする。
- ・軽装勤務は強制するものではないことに留意すること。
- ・市議会対応等における軽装勤務については、市議会において別に定められた規定に従うこと。

推奨される服装の色の一例

推奨されない服装の色の一例

白、グレー、ベージュ、ブラウン、淡いブルーなど	暖色（赤、黄等）、濃い寒色、蛍光色など
適切な服装の柄等の一例	推奨されない服装の柄等の一例
無地、ストライプ（過度なものは除く。）、シャドーストライプなど	黒シャツ、アロハ柄、花柄（ワンポイント等の華美でないものは除く。）、キャラクター柄（県や市が関係するイベントPR活動等のために着用するものは除く。）など
推奨されない服飾等の一例	
大量の服飾品（ネックレスやピアス等）の着用、派手で過度な染髪（金髪、蛍光色、メッシュ等）、華美なネイルアート（キャラクター柄、3Dアート等）など	

全議第 429 号
令和 7 年 2 月 14 日

市議会議長 各位

全国市議会議長会
会長 ぼう やすなが
坊 恭寿

標準市議会傍聴規則の一部改正について

平素は本会の運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る 2 月 5 日に開催いたしました第 239 回理事会においてご了承いただきました標準市議会傍聴規則の一部改正に関する資料等を、本会ホームページ「メンバーのページ（議会事務局の方）」内「研究会」欄の「令和 6 年度標準会議規則等の改正等に関する検討会議」に掲載しましたのでお知らせいたします。

なお、今回の標準市議会傍聴規則の改正は、地方自治法など国の法令改正に伴うものではありません。よって、改正時期についての法的な制約はなく、各議会において改正するか否かを含めご検討くださるようお願いいたします。

担当 企画議事部（議事担当）
TEL 03-3262-2303
FAX 03-3263-5751
Email chousa@si-gichokai.gr.jp

標準市議会傍聴規則一部改正

新	旧
(傍聴証(章))	(傍聴証(章))
第五条 傍聴証(章)は、報道関係者及び〇〇市職員で、議長が特に必要があると <u>認めるものに</u> 交付する。	第五条 傍聴証(章)は、報道関係者及び〇〇市職員で、議長が特に必要があると <u>認める者に</u> 交付する。
2 (略)	2 (略)
(傍聴券への記入)	(傍聴券への記入)
第六条 <u>一般傍聴券</u> の交付を受けた者は、傍聴券に <u>住所及び氏名</u> を記入しなければならない。	第六条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に <u>住所、氏名及び年齢</u> を記入しなければならない。
2 団体傍聴券には、 <u>次に掲げる事項の全て</u> を記入しなければならない。 一 <u>団体の名称</u> 二 <u>団体の人員</u> 三 <u>団体の代表者又は責任者の住所</u> 四 <u>団体の代表者又は責任者の氏名</u>	2 団体傍聴券には、 <u>団体の名称、人員、代表者又は責任者の住所、氏名及び年齢</u> を記入しなければならない。
3 <u>前項の代表者又は責任者は、会議を傍聴しようとする者の住所及び氏名を記載した名簿を携帯しなければならない。</u>	(新規)
(傍聴人の入場)	(傍聴人の入場)
第七条 傍聴人が入場しようとするときは、傍聴人入口で傍聴券(<u>前条第三項の名簿を含む。次条及び第九条第一項において同じ。</u>)又は傍聴証(章)を係員に提示しなければならない。	第七条 傍聴人が入場しようとするときは、傍聴人入口で傍聴券又は傍聴証(章)を係員に提示しなければならない。
(傍聴券等の返還)	(傍聴券等の返還)
第九条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、 <u>これを返還</u> しなければならない。	第九条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは返還しなければならない。
2 傍聴証(章)の交付を受けた者は、当該会期が <u>終わったときは、これを返還</u> しなければならない。	2 傍聴証(章)の交付を受けた者は、当該会期が <u>終わったときに返還</u> しなければならない。
(傍聴人の定員)	(傍聴人の定員)
第十条 <u>一般席</u> の傍聴人の定員は、〇〇	第十条 傍聴人の定員は、〇〇人とす

人とする。	る。
2 <u>大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難い場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定めることができる。</u>	2 <u>傍聴人が前項の定員に達したときは、傍聴券又は傍聴証（章）を所持する者でも入場させないことがある。</u>
(傍聴席に入ることができない者)	(傍聴席に入ることができない者)
第十二条 (略)	第十二条 (略)
一 銃器その他危険な物を持っている者	一 銃器その他危険な物を持っている者
二 <u>ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</u>	二 <u>酒気を帯びていると認められる者</u>
三 <u>酒気を帯びていると認められる者</u>	三 <u>異様な服装をしている者</u>
四 <u>その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者</u>	四 <u>張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者</u>
(削る)	五 <u>笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者</u>
(削る)	六 <u>前各号に定めるもののほか、会議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者</u>
2 <u>議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第一号及び第二号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。</u>	2 <u>児童及び乳幼児は傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合はこの限りでない。(参考)</u>
3 <u>議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。</u>	(新設)
(傍聴人の守るべき事項)	(傍聴人の守るべき事項)
第十三条 (略)	第十三条 (略)
一 <u>静粛にすること。</u>	一 <u>議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明</u>

	<u>しないこと</u>
二 <u>議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。</u>	二 <u>談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎたてないこと</u>
三 <u>携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。</u>	三 <u>はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと</u>
四 <u>飲食又は喫煙をしないこと。</u>	四 <u>帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときはこの限りでない</u>
五 <u>その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。</u>	五 <u>飲食又は喫煙をしないこと</u>
(削る)	六 <u>みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと</u>
(削る)	七 <u>前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしないこと</u>
(<u>写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止</u>)	(<u>写真、映画等の撮影及び録音等の禁止</u>)
第十四条 傍聴人は、傍聴席において <u>写真の撮影、録音、録画、放送等</u> をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、 <u>この限りでない</u> 。	第十四条 傍聴人は、傍聴席において <u>写真、映画等を撮影し又は録音等</u> をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は <u>この限りでない</u> 。
(傍聴人の退場)	(傍聴人の退場)
第十五条 傍聴人は、秘密会を開く議決があつたときは、 <u>直ちに退場</u> しなければならない。	第十五条 傍聴人は、秘密会を開く議決があつたときは、 <u>すみやかに退場</u> しなければならない。
(係員の指示)	(係員の指示)
第十六条 傍聴人は、 <u>全て</u> 係員の指示に従わなければならない。	第十六条 傍聴人は、 <u>すべて</u> 係員の指示に従わなければならない。
(違反に対する措置)	(違反に対する措置)
第十七条 法第百三十条第一項及び第二項に定めるものを除くほか、傍聴人が	第十七条 法第百三十条第一項及び第二項に定めるものを除くほか、傍聴人が

この規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

この規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

傍聴券を交付しない標準市議会傍聴規則は、廃止する。

令和7年流山市議会第2回定例会会期日程表（案）

別紙7

令和7年 月 日提出

月 日	曜日	内 容	月 日	曜日	内 容
6月 19日	木	本会議 午後1時開議	28日	土	休 会（議案研究）
		1 会議録署名議員の指名	29日	日	
		2 会期の決定	30日	月	休 会（教育福祉常任委員会）
		3 議案第 号から議案第 号 報告第 号から報告第 号 （議案上程・提案理由説明及び報告）	7月 1日	火	休 会（市民経済常任委員会）
		4 休会の件	2日	水	休 会（都市建設常任委員会）
			3日	木	休 会（総務常任委員会）
20日	金	休 会（議案研究）	4日	金	休 会（総合調整）
21日	土		5日	土	
22日	日		6日	日	
23日	月		7日	月	
24日	火	本会議 午前10時開議	8日	火	本会議 午後1時開議 1 議案・請願・陳情 （委員長報告・質疑・討論・採決） 2 発議上程 （提案理由説明・質疑・討論・採決） 3 所管事務の継続調査について
25日	水	1 市政に関する一般質問	9日	水	
26日	木	本会議 午前10時開議			
27日	金	1 市政に関する一般質問			
		2 議案第 号から議案第 号 （質疑・委員会付託）			
		3 請願・陳情の件 （委員会付託）			
		4 休会の件			

- | | |
|----------|------------------------------|
| 6月 9日（月） | 請願・陳情締切【～午後5時】 |
| 6月10日（火） | 全議員に対する議案説明会、全員協議会【午後1時30分～】 |
| 6月12日（木） | 令和7年第2回定例会招集告示 |
| 6月13日（金） | 一般質問通告受付【午前8時30分～午後5時15分】 |
| 6月16日（月） | 一般質問通告受付【午前8時30分～正午】 |
| 6月17日（火） | 議会運営委員会【午前10時～】 |
| 6月27日（金） | 議会運営委員会【午前9時～】 |
| 7月 9日（水） | 議会運営委員会【午前10時～】 |